

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年9月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 平成30年から31年の倒産処理関連の最高裁判例



2 | 「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」をご存じですか



3 | 取引先から支払猶予の申入れを受けた場合の対応について



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

平成30年から31年の倒産処理関連の最高裁判例

近藤 直生
Naoki Kondo

PROFILEはこちら



本ニュースレターでは随時裁判例をとりあげています。平成30年から31年の最高裁判例については、これまで最決平成30年4月18日（破産開始決定による強制執行手続の失効に関する。本ニュースレター第7号掲載）と最判平成30年12月7日（所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣に関する。同第9号掲載）をご紹介しました。

本号では、平成30年と平成31年に出された重要な倒産処理関連の最高裁判例で、本ニュースレターに未掲載のものを、簡潔にご紹介させていただきます。

1 最判平成30年2月23日（判時2378号3頁、金判1549号16頁）

●抵当権の被担保債権が免責許可決定の効力を受ける場合、当該抵当権自体は20年の消滅時効にかかる。（上告棄却）

(1) 判旨

免責許可決定の効力（破産法253条1項）を受ける債権は、訴えにより履行を請求して強制的実現を図ることができなくなり、もはや民法166条1項（債権法改正前）¹に定める「権利を行使することができる時」を起算点とする消滅時効の進行を観念することができない。

民法396条²は、その文理に照らすと、被担保債権が時効により消滅する余地があることを前提としている。

したがって、「抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合には、民法396条は適用されず、債務者及び抵当権設定者に対する関係においても、当該抵当権自体が同法167条2項（筆者注：債権法改正前³）所定の20年の消滅時効にかかると解するのが相当である。」

(2) 本判例の位置づけ

本判決は、抵当権の被担保債権が破産法による免責許可決定の効力を受ける場合に、当該抵当権自体が民法167条2項（債権法改正前。現行法では民法166条2項。）所定の20年の消滅時効にかかることを、最高裁として初めて判断した点に意義があります。

本件に関連する判例として、主たる債務者が破産免責決定を受けた場合に、この免責決定の効力を受ける債務についての連帯保証人は、当該債権についての消滅時効を援用できないとした最判平成11年11月9日（判時1695号66頁）、破産終結決定がされて消滅した会社を主債務者とする保証人は、会社法人格の消滅後に主債務についての消滅時効が完成したことを主張して時効を援用することができないとした最判平成15年3月14日（判時1821号31頁）、破産免責決定の効力を受ける債権に基づいて詐害行為取消権を行使することはできないとした最判平成9年2月25日（判時1607号51頁）がありますので、あわせてご確認いただければと思います。

1：民法166条1項（債権法改正前）：「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」

2：民法396条：「抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。」

3：民法167条2項（債権法改正前）：「債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。」

2 最判平成30年12月14日(判時2403号56頁、
金判1562号38頁)

●詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務が履行遅滞となる時期は、履行の請求を受けた時である。(上告棄却)

(1) 判旨

詐欺行為取消権は、詐欺行為を取り消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とし、受益者又は転得者が詐欺行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである。そうすると、詐欺行為取消しの効果は過去に遡って生ずると解するのが上記の趣旨に沿う。受益者が、受領済みの金員に係る詐欺行為取消判決の確定までの運用利益の全部を得ることができることも相当ではない。したがって、詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する「受領金支払債務は、詐欺行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。」

上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であり、民法412条3項により、「履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である。」

本件では、訴状をもって、詐欺行為の取消しとともに、受領済みの金員相当額の支払を請求したのであるから、受益者の取消債権者に対する「受領金支払債務についての遅延損害金の起算日は、各訴状送達日の翌日」となる。

(2) 本判例の位置づけ

詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する支払債務が履行遅滞となる時期について、これまでの裁判例は、

①受益者の金員受領日とするもの、②訴状送達日の翌日とするもの、③詐害行為取消判決の確定日の翌日とするものに分かれていました。

本判決は、詐欺行為取消制度の趣旨及び結論の妥当性から、上記のうち②をとることを明らかにしました。裁判例及び学説の見解が定まっていなかった論点に決着をつけたものといえ、理論的にも実務的にも重要な判断になろうかと思います。

3 最決平成31年1月23日(判時2436号22頁、金判1565号8頁)

●被相続人名義の振替口座に記録等された振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令及び譲渡命令は可能。(破棄差戻)

(1) 決定要旨

① 社債、株式等の振替に関する法律(社債等振替法)は、振替株式⁴等についての権利の帰属は振替口座簿の記録等により定めるものとしている。また、被相続人が有していた振替株式等は相続開始とともに当然に相続人に承継され、口座管理機関が振替株式等の振替を行うための口座を開設した者としての地位も上記と同様に相続人に承継されると解される(民法896条本文⁵)。そうすると、被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等は、相続人の口座に記録等がされているものとみることでき、このことは、共同相続の場合であっても異ならない。

したがって、「被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等が共同相続された場合において、その共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差

4:社債等振替法128条1項は、「振替株式」を、「株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式(譲渡制限株式を除く。))で振替機関が取り扱うもの」と定義しています。

5:民法896条本文:「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」

押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるということとはできないと解するのが相当である。」

- ② 「共同相続された振替株式等につき共同相続人の1人の名義の口座にその共有持分の記録等を行うことができないからといって、当該共有持分についての譲渡命令が確定した結果、当該譲渡命令による譲渡の効力が生じ得ないものとはいえない。そして、法令上譲渡が禁止されず、適法に差押命令の対象とされた財産について、これが振替株式等の共有持分であることのみから、執行裁判所が譲渡命令を発することができないとする理由はないというべきである。

したがって、執行裁判所は、譲渡命令の申立てが振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分についてのものであることから直ちに当該譲渡命令を発することができないとはいえないと解するのが相当である。」(補足意見がある。)

(2) 本判例の位置づけ

本決定は、被相続人名義の振替口座に記録された振替株式等について、債務者である共同相続人が有する共有持分に対して、差押命令(民事執行規則150条の2)及び譲渡命令(同規則150条の7第1項1号)の発令を認めた点に意義があります。原審は、振替株式等についての権利の帰属は振替口座簿の記録等により定められること等に照らすと、債務者以外の者の名義(本件では、被相続人)の口座に記録等がされた振替社債等に対する差押命令を発することはできないと判断しました。最高裁はこれを覆して、共同相続された遺産分割前の振替株式等に対する権利行使を認めました。ちなみに、共同相続された預貯金債権について、最高裁(最大決平成28年12月19日・判時2333号68頁)は、相続開始

と同時に当然に相続分に応じて分割されず、遺産分割の対象になるとしています。そうすると、共同相続された預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人の準共有(民法264条本文)となりますが、執行実務上は、このような共同相続された被相続人名義の預貯金債権について、相続人の債権者は、相続人が有する準共有持分を差し押さえることは可能と解されています(東京地方裁判所民事執行センター「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」(金法2083号44頁)。本決定は、このような執行実務とも整合的に理解できるものと思われます⁶。

4 最判平成31年3月7日(判時2423号20頁、金判1570号8頁)

●違法な仮差押命令の申立てと、その後に債務者と第三債務者との間で新たな取引が行われなくなったことによる債務者の逸失利益の損害との間に、本件事情のもとでは相当因果関係があるということとはできない。(破棄差戻)

(1) 判旨

債権の仮差押申立てが、保全の必要性が存在しないため違法であり、債務者に対する不法行為にあたる場合において、仮差押申立ての後に債務者と第三債務者との間で新たな取引が行われなくなったとしても、次の①②などの事情のもとでは、仮差押申立てと債務者が主張する新たな取引が行われなかったことによる逸失利益の損害との間に相当因果関係があるということとはできない。

- ① 債務者は、1年4か月間に7回にわたり第三債務者との間で商品の売買取引を行ったが、両者間で商品の売買取引を継続的に行う旨の合意があったことはうかがわれず、債務者において両者間の商品の売買取引が将来に

6:以上の分析は、杉本和士「判批」法教464号123頁を参考にしています。

わたって反復継続して行われるものと期待できるだけの事情があったとはいえない。

- ② 仮差押命令の執行は、仮差押命令が第三債務者に送達された日の5日後に取り消され、その頃、第三債務者に対してその旨の通知がなされており、第三債務者が債務者に新たな商品の発注を行わない理由として仮差押命令の執行を特に挙げていたという事情もうかがわれない。

(2) 本判例の位置づけ

本判例は、違法な仮差押申立てによる損害賠償に関し、仮差押申立ての後に債務者と第三債務者との間に新たな取引が行われなかった場合において、債権者がこれによる逸失利益の損害賠償責任を負うかどうかについて、事例判断を示したものであるものとして意味があるものと考えられます。

仮差押命令は被保全権利と保全の必要性の両方の要件が具備された場合に発令されますので、そのいずれかを欠く場合は、その仮差押申立ては違法だったということになります。このような申立てによる債権者の債務者に対する損害賠償責任は、不法行為に基づく損害賠償責任と構成され、損害の範囲は、当該申立てと相当因果関係のある損害であると一般的に解されています⁷。この場合の債権者の過失の可否に

については議論がありますが⁸、リーディングケースとされる判例は、「仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人(筆者注:仮差押申立人)において過失があったものと推認するのが相当である。」と判断しています(最判昭和43年12月24日・判時547号40頁)。

本件の原審は、仮差押申立てがされなければ、債務者は第三債務者との取引によって少なくとも3年分の利益を取得することができた、仮差押命令の送達を受けた第三債務者が、債務者の信用状況に疑問を抱くなどして債務者との間で新たな取引を行わないと判断することは十分に考えられるなどとして、仮差押申立てと逸失利益との間の相当因果関係を認めました。これに対して、最高裁は、債務者と第三債務者との間の取引実績、継続的取引の合意の有無を基礎として、債務者には第三債務者の継続取引を期待できるだけの事情が認められず、また第三債務者が新たな取引をしない理由として仮差押命令を挙げていた事情も認められないとして、上記相当因果関係を否定し、原審の判断を覆しました。相当因果関係についてのこのような判断枠組みは、違法な仮差押命令による損害賠償責任の検討において、今後の参考になるものと思われます。

7: 伊藤敏孝「違法な保全処分による損害賠償」塚原朋一ほか編『現代裁判法体系④(民事保全)』55頁。

8: この議論の背景について、三木浩一「不当執行に基づく債権者の損害賠償責任」加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題(春日偉知郎先生古希)』418頁参照。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」をご存じですか

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



1 新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに窮している中小企業への支援策

新型コロナ感染症の拡大は、国内外の人の移動の制限や“三密”の回避、不要不急の外出の自粛、各種イベントの中止など、社会活動や我々の生活、意識にも大きな変化を迫り、その影響は多くの業種に及んでいます。特に飲食業、ホテルなどの観光業、店舗型の小売業などの一定の業種には甚大な影響を与えています。令和2年4月から6月期の実質国内総生産(GDP)は、年率換算で前期比27.8%の減少と戦後最悪を更新し、新型コロナウイルス感染症が今後いつ、どのように収束していくのか、収束後の生活様式はどう変わっていくのか、落ち込んだ売上はどの程度回復するのかなど、今後の見通しを立てることが困難な状況にあります。

本ニューズレターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する各種問題や公的助成金を中心とした企業向けの各種支援制度、新型コロナウイルス感染症の流行により窮境に陥った企業の事業再生、コロナ禍以降の事業再生案件において想定される諸問題等について取り上げてきましたが(詳しくはバックナンバーをご覧ください。)、本稿では、中小企業庁が本年4月1日から運用を開始した、新型コロナウイルス感染症の拡大により窮境に陥った中小企業の資金繰り支援のための制度である、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」(以下「特例リスケ制度」といいます。))についてご紹介したいと思います。

2 特例リスケ制度の制度目的と概要

(1) 制度目的

産業競争力強化法に基づき全国47都道府県に設置された公的機関である中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。))は、従来から、中小企業の事業再生を支援するため、窓口相談や債権者調整等を含む再生計画の策定支援を行っていますが、これに加えて、本年4月から運用が開始されたのが「特例リスケ制度」です。

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに窮している企業は、従来から新型コロナウイルス感染症の拡大とは別の原因により事業や財務面の改善が必要な企業と異なり、上述のような新型コロナウイルス感染症を直接の原因として売上を失った結果、窮境に陥っているという特徴があります。そのような中小企業の事業の維持、再生のためには、事業や財務の改善が必要なのではなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にある現時点で、早期に資金繰りの維持、改善を図ることが喫緊の課題となっています。

特例リスケ制度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって既存の債務の支払いや資金繰りに窮している中小企業を対象に、協議会の支援のもと、1年間の資金繰り計画(特例リスケ計画)を策定し、既存の金融機関に1年間のリスケジュールを要請することで、中小企業の資金繰りを支えることを目的としており、事業改善計画の作成等は要件とされていない点に制度趣旨が表れています。また、対象となる中小企業には、過去に協議会の計画策定支援を受けた企業や、現在再生計画策定手続中の企業、暫定リスケ期間中の企業も含まれます。そして、特例リスケ制度では、協議会が、既存の金融債権のリスケジュールに向けた金融機関調整だけでなく、新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資による資金調達に向けた金

1: 事業再生・債権管理Newsletter2020年5月号(Vol.23-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年6月号(Vol.24-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年7月号(Vol.25-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年8月号(Vol.26-1)

本ニューズレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニューズレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニューズレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニューズレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

融機関調整についても積極的に行うこととなっていることも大きな特徴の一つであり、また特例リスク制度の利用のメリットといえます。

(2) 特例リスク制度の概要

特例リスク制度によって策定される特例リスク計画の内容及び協議会による支援の内容は、概要、以下のとおりです。

【特例リスク計画の内容】

1年間の事業の見通しの下、1年間の資金繰り計画(特例リスク計画)を策定し、債権者の同意を得て1年間の元本返済の猶予を行う。

【協議会による支援の内容】

- ① 主要債権者等の支援姿勢を確認の上、既存の金融機関に対する1年間の元金返済猶予を要請する
- ② 特例リスク計画(資金繰り計画)の策定の支援と積極的な金融機関調整(緊急融資による資金調達等に関する金融機関調整を含む)
- ③ 特例リスク計画の成立後の資金繰りのチェック(モニタリング)

また、特例リスク計画の期間の満了後、本格的な再生支援を希望する中小企業に対しては、改めて、リスクジュール計画を含む再生支援が実施されることとなります。

3 特例リスク制度の手続と利用の要件等

特例リスク制度の手続の詳細については、中小企業庁や各都道府県の協議会のHPなどで詳しく説明されていますので²、以下ではその概要をご紹介します。

(1) 窓口相談(第一次対応)

特例リスク制度は、まず協議会への窓口相談(第一次対応)から始まります。

窓口相談では、特例リスク制度の対象企業にあたるか、同制度による支援を開始することができるかについて、売上高を認識できる最小限度の資料で、迅速に判断がなされます。

特例リスク制度の対象となる中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に業況の悪化をきたし、以下のいずれかに該当することを目安とされています。

- ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した中小企業
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している中小企業
 - a 過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

上述のとおり、特例リスク制度は、過去に協議会でのリスクジュールを受けた企業や、現在リスクジュール中の中小企業も対象に含まれますので、そのような企業であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により一次的に売上が減少するなどして資金繰りに窮している場合には、特例リスク制度の利用も検討すべきでしょう。

(2) 特例リスク計画策定支援(第二次対応)

ア 特例リスク計画策定支援の開始

窓口対応により、以下のいずれかの要件を満たすと判断されると、協議会は、相談企業の承諾を得て、主要債権者に暫定的な資金繰りの見通しを説明し、その支援姿勢を確認しま

2: 中小企業庁のHP(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>)等を参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

す。

- ① 今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
- ② 金融機関又は政策金融機関から融資を受けることができれば、今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
- ③ その他、協議会の担当者が相談企業の業種・業界の性質に応じ、相談企業の元金返済猶予の要請を行うことが事業改善に向けて有用であると判断した場合

そのうえで、協議会は、主要債権者の意向を踏まえ、特例リスケ計画の策定支援(第二次対応)を決定します。

イ 特例リスケ計画策定支援の内容

特例リスケ計画の策定支援が開始されると、協議会は、相談企業に通知の上、直ちに、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予(一時停止)の要請を行うとともに、特例リスケ計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請します。

一方、相談企業は、主要債権者の協力のもと、特例リスケ計画案を作成します。

特例リスケ計画案においては、少なくとも、新型コロナウイルス感染症の影響が6か月間継続する場合を想定し、1年間の業績見通しを踏まえた資金繰り計画を作成することとされています。作成にあたっては、事業の改善は求められませんが、新型コロナウイルス感染症対策の各種の公的制度の利用を含めた自助努力を十分行う内容となっているかは重要なポイントとなるでしょう。

ウ 資金調達の支援

新型コロナウイルス感染症により一時的に資金繰りに窮している企業には、既存の債務の元金返済のみでは資金繰りが改善しないものの、新規融資を受けられれば資金繰りの見通

しがつく場合も少なからずあると思われます(上記ア②の場合)。

そこで、特例リスケ計画策定支援では、相談企業の資金繰りの状況に応じて、新型コロナ対応の緊急融資制度による融資などによる資金調達に向けて、積極的に金融機関調整を行うこととなっています。

(3) 第二次支援完了後のフォローアップ

特例リスケ計画策定支援が完了し、債権者の同意のもと、同計画に基づく元金返済が始まると、協議会は、主要債権者と連携の上、特例リスケ期間中、原則毎月1回、相談企業の特例リスケ計画遂行状況等についてモニタリングを行うこととされています。協議会は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、特例リスケ計画の達成に向け助言を行います。そして、特例リスケ計画の期間中に新型コロナウイルス対応の緊急融資制度による融資が必要となった場合には、その助言も行うこととされています。

また、特例リスケ期間中又は特例リスケ期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、通常の再生計画策定支援に移行することとされており、スムーズに従来型の再生支援の手続に入っていくことが期待できます。

4 特例リスケ制度の利活用のメリット

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に資金繰りに窮する状況となった中小企業が、取引金融機関に対して元金の支払猶予(リスケジュール)を申し込んだ案件では、ほとんどの場合にリスケジュールについて審査されているか、現に実行されています³。

もつとも、取引金融機関数が多かったり、主要債権者が横並

3:金融庁「貸付条件の変更等の状況について(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)」の「貸付条件の変更等の状況について」(金融庁HP)
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/kashitsuke/200730.pdf>

びでメイン行といえる金融機関が明確でないような場合、あるいは金融機関との交渉に不慣れな場合などは、協議会に特例リスケ制度による支援を依頼することで、迅速な金融調整を期待できるでしょう。

また、すでに既存の債務について元本の返済猶予を受けていたり、協議会による再生支援手続中である中小企業、さらには将来、債務免除を伴う抜本的な再生計画の策定が必要となると予想されるような中小企業において、新型コロナウイルス対応の緊急融資制度により資金繰りを維持する必要がある場合、特例リスケ制度は円滑な資金調達に資する可能性があります。

現在、特に政府系金融機関に対しては、新規融資について、赤字や債務超過、既存債務について条件変更中であるという形式的な事象のみで判断することなく、各企業の実情に応じて最大限の配慮を行うよう求められており⁴、条件変更中などであっても新規融資が実行されている例も報告されていますが⁵、金融調整は必ずしも容易ではありません。

特例リスケ制度における協議会の役割は「融資の斡旋」ではありませんので、必ず緊急融資が実現するわけではありませんが、日本政策金融公庫や商工中金、各地の信用保証協会において緊急融資を担当している部署は、協議会が行う従

来型の再生支援案件の担当部署と同じである場合もあり、長年にわたり金融調整を担ってきた協議会から各種のアドバイスや融資申込にあたってのポイントの指導を受けながら金融機関への説明資料や金融機関への説明内容を準備したりすることで融資が実現する、ということも期待できます。

将来的には、特例リスケ期間の終了後の弁済計画や、債務免除を伴う再生計画の策定の場面において、特例リスケ制度において受けた緊急融資と既存の債権との間の調整なども問題となっていくと思われますが、この点については今後の議論が待たれるところです。

5 おわりに

本稿では、協議会の特例リスケ制度とその利用のメリット、今後の課題等について取り上げました。新型コロナウイルス感染症により一時的に資金繰りに窮している中小企業の皆様や、緊急融資のハードルが高くお困りの中小企業の皆様は、一度同制度の利用も検討してみてもはいかがでしょうか。

弊所では、特例リスケ制度の利用をはじめ、中小企業の皆様の事業の再生に向けた手続を全力でサポートしていますので、お困りの際はご連絡をいただければと思います。

4: 麻生太郎財務大臣兼金融担当大臣・梶山弘志経済産業大臣「新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について」
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/20200610.pdf>

5: 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」(令和2年5月22日)(金融庁HP)
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200522/01.pdf>

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

取引先から支払猶予の申入れを受けた場合の対応について

和田 祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

1 はじめに

近時の事業再生においては、金融機関に対する債務のみを債務整理の対象とする私的整理手続が選択されることが増え、取引先を巻き込む必要がある法的整理案件(破産・民事再生等)は一時に比べて減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動が停滞し、事業者の活動、特に中小企業の資金繰りに大きな影響が生じています。これに対し、国や金融機関により、中小企業を対象とした各種の支援策が講じられていますが¹、それらの支援を受けてもなお資金が枯渇した事業者が、法的整理を申し立てる前の苦肉の策として、取引先に対する支払猶予の申入れを行うことが考えられます。本稿では、そのような事業者(取引先)から支払猶予の申入れを受けた場合の対応についてご紹介します。

2 支払猶予に応じるか否かの判断

(1) 支払猶予の申入れに応じないという判断

取引先から支払猶予の申入れを受けた場合、まず、その申入れを受け入れるか否かが問題となります。実務的には、金融債務と取引債務とでは、金融債務の支払猶予・債務整理を優先的に行うのが通常であり、金融債務のみの支払猶予・債務整理を行う手続・制度が複数あります。そのため、取引先から支払猶予の申入れがなされた場合、まずは、金融債務の支払猶予・債務整理が行われているか否かを確認し、行われていない場合には、金融債務の支払猶予・債務整理を行うよ

う促すことが推奨されます(この際、金融債務の支払猶予・債務整理を実施する能力を有する専門家を取引先に紹介することもよく行われています。)。また、先述したとおり、昨今では新型コロナウイルス感染症対応として、国や金融機関による緊急融資、賃料の支払の一時猶予等の多くの制度が整備されているため、まずは取引先に対し、これらの制度を利用することを促すことが推奨されます。

取引先が、金融債務の支払猶予・債務整理や上記の緊急融資等を実施した上でなお、取引債務の支払猶予を必要とした場合、支払猶予の申入れを拒絶した場合に取引先が法的整理に至る蓋然性、取引先に対する債権額、取引先の重要性、提供される担保の有無・内容、取引先の他の債権者の状況等を総合的に検討し、支払猶予の申入れに応じるか否かを判断することになります。取引先の重要性が低い場合(取引先との将来の取引を望まない場合)や取引先が債権者毎に対応を変えている場合(ある債権者には支払い、ある債権者には支払わないといった、公平な取扱をしていない場合)には、優先回収を図るべく、支払猶予の申入れに応じないという判断にも十分な合理性が認められます。実際、弊事務所の相談事例の中には、支払猶予申入れ拒絶の判断を早期に行い、債権回収を進めた結果、他の債権者が債権額の数パーセントしか回収できない中で取引債権の全額を優先回収できた事案²も相当数あります。なお、取引先の危機時期の債権回収には様々な制約があり、失敗するとせっかく回収した金銭を返却しなければならない事態に陥ることもあり

1: 詳細については以下のリンクをご参照ください。

事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(Vol.21-2)

事業再生・債権管理Newsletter2020年4月号(Vol.22-1)

事業再生・債権管理Newsletter2020年5月号(Vol.23-1)

2: 例として、事業再生・債権管理Newsletter2020年1月号(Vol.19-1)をご参照ください。

ます(例えば、危機時期には、取引先の調査をし過ぎることで不利となるケースもあります。下記のモニタリングを行う際にも、この点を考慮しながらモニタリングの時期や内容を決定する必要があります。)ので、危機時期の債権回収に関するルールを確認しながら回収に当たることが重要となります。

(2) 支払猶予の申入れに応じる場合

(1)のとおり、支払猶予の申入れに応じない判断がある一方で、支払猶予の申入れをしてきた取引先との関係性によっては、支払猶予の申入れを受け入れるという判断もあり得ます。例えば、申入れをしてきた取引先にとって、自社が重要かつ多額の取引を行っている債権者である場合、自社に対する支払をコントロールし、併せて、取引先のその他の債権者の支払を調整してもらうことで、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着くまでの一時的な資金難を乗り切り、その後の返済が見込まれるような場合については、一時支払猶予の判断をすることに合理性があります。また、特に関係性の深い取引先からの申入れについては、経済合理性の認められる範囲内でできる限りの支援を行うという場面もあるものと思います。

支払猶予の申入れに応じる場合には、債権回収の満足・安定という観点から、応じる側にとって少しでも不利益の少ない支払猶予の合意をするべきであると考えられます。以下、支払猶予の申入れに応じる場合のポイントを整理します。

3 支払猶予の申入れに応じる場合の対応のポイント

(1) 合意書の締結

日常の取引を受発注書のやり取りのみで行っていると、例えば支払サイトを90日から120日にする等、支払時期の調整を行う場合においても、取引先との信頼に基づく口約束で済ませることがあるかもしれません。しかし、取引先に支払猶予の申入れを行う事業者は、既に資金繰りが悪化しているた

め、きちんと書面で支払条件、時期、金額等の事項を定めておく必要があります。

書面の作成に当たっては、強制執行認諾文言付き公正証書(民事執行法22条1項5号。以下単に「公正証書」といいます。)を作成することが望まれます。公正証書を作成しておく一番のメリットは、いざという時にスピード感を持って強制執行をかけられる点にあります。訴訟の場合、訴訟の提起から訴状の送達、第1回期日の指定、判決、執行手続という段階を経る必要があります。訴状の送達から第1回期日の指定まで1か月程度の期間を要しますので、どんなに早くても強制執行手続まで数か月かかります³。なお、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京地裁では第1回期日の指定まで数か月かかることも珍しくありません。)。他方で、公正証書を作成しておけば、公正証書を基に即時に強制執行をかけられますので、この数か月を短縮することができ、早期の債権回収が可能になります。

(2) 将来取引の条件変更

合意書において、支払猶予期間の経過後、通常取引が再開された段階の取引条件について、自社に有利に変更する旨を定めることが検討に値します。支払猶予期間を経過したとはいえ、まだまだ取引先においてキャッシュの状況に不安が残るようなケースが多いと思いますので、例えば、しばらくの間支払をCOD(キャッシュオンデリバリー)とする、親会社等資金体力がある第三者に間に入ってもらう等の方法により支払条件を定めることが考えられます。

また、納品単位を変更することも一手です。今まで100箱単位で納品している場合、支払猶予時以降は50箱単位の納品に変更する等、取引先側に在庫を抱えさせないようにすべきであり、いざという時の在庫リスクを減らしておくことが望まれます。

3: 具体的なスケジュール例として、事業再生・債権管理Newsletter2020年1月号(Vol.19-1)をご参照ください。

さらに、ボリュームディスカウント等の取引先側に有利な条件が定められている場合、支払猶予時以降はかかる条件を廃止することがあり得ます。支払猶予の申入れに応じるに当たり、今一度、従前の契約内容を確認しておくべきと考えます。

(3) モニタリング

支払猶予時以降(将来取引の条件変更後も含みます。)、取引先において事業が正常に運営されているか、取引先に対し、毎月の経営状況の報告を求めることが考えられます。担当者同士で報告の場を設けるか、書面の提出を求めるかは様々ではありますが、月々の入出金状況、新規顧客獲得状況、資金繰りデータ等の情報について、取引先から定期的に報告を受けることが望まれます。

また、取引先が架空の在庫を計上するなど、財務状況の報告内容と実際の状況とに齟齬が生じている可能性も考えられるため、任意の時期に立入検査を行うことを認めさせたり、実際の商品等保管状況を目視により確認したりすることも重要です。

(4) 経営者、関係者の保証

支払を猶予した取引債権が期限までに支払われなかった場合、その時点でその取引先の資金繰りは火の車となっている可能性が高いと思われます。この場合、取引先から債権を回収することは、担保(下記(5)ご参照。)を付けている等の対応をしていない限り、相当困難になりますので、事前に経営者や関係者を連帯保証人として求めることが考えられます。

金融機関が経営者に対し有する保証債務履行請求権は、経営者保証ガイドラインによる債務整理の対象となりますが、金融機関以外の債権者が有する保証債務履行請求権は、原則として当該ガイドラインの対象にならない(例外として金融機関以外の債権者も含めた全債権者を対象としてガイドライ

ンが適用されることもあります。))ので、仮に経営者が経営者保証ガイドラインを用いた債務整理を行ったとしても、取引債権は債務整理の対象にならない可能性が残ります。また、原則として経営者以外の者の保証債務については経営者保証ガイドラインによる債務整理の対象に当たりませんので、資力の高い関係者を保証人とした場合には、債権回収の確実性が一層高まります。なお、今般の債権法改正により、極度額の定めがない個人根保証契約は無効と規定され(民法465条の2第2項)、また、経営者や株主でない関係者等に保証人になってもらう場合には、公正証書による保証意思を表示する必要がある旨の規定(民法465条の6)や保証契約締結時の情報提供義務を定める規定(民法465条の10)等が新設されたことを踏まえて一定の留意が必要です。個別の契約締結に際しては、契約書の作成や保証意思確認等の方法を含め、専門家に確認することを推奨します。

(5) 担保

債権回収の確実性を高めるため、合意書締結時に、取引先の資産に対し、担保を設定することが推奨されます。通常、所有不動産に対しては既に金融機関が抵当権を設定しているケースが多いため、動産または債権に担保を設定する方が一般的です。例えば、製品に対し動産譲渡担保を設定し、回収不能になった場合に製品を引き上げ換価することが考えられます。また、売掛金を多く有している取引先であれば、買掛金に対し債権譲渡担保を設定することが考えられます(なお、改正民法において、債権譲渡を禁止または制限する旨の特約が付された債権についても債権譲渡が制限されないこととなりました(民法466条2項⁴⁾)。さらに、納入した製品に対し所有権留保を設定した場合、いざという時に引揚げが容易にできるよう、商品・情報を分離して保管しておくことが望まれます。また、上述のような物的担保の設定以外に、保証金の差入れ

4: 詳細については事業再生・債権管理Newsletter2020年8月号(Vol.26-3)をご参照ください。

を求める、反対債権を意識的に有することで相殺適状を作出する等の担保の確保が考えられます⁵。

4 帰結

以上のとおり、取引先から支払猶予の申入れを受けた場合、申入れを受け入れるか否か、受け入れるとしたらどのような支

払を条件とするか、アフターフォローをどうするか等、様々な事項の検討が求められます。新型コロナウイルス感染症の流行による企業への影響は計り難く、検討に当たり悩ましい判断を求められると思いますが、本稿がその検討の一助となれば幸いです。

5: なお、3(4)(5)に関し、保証や担保を求める行為に係る否認リスクについては事業再生・債権管理Newsletter2018年7月号(Vol.1-1)をご参照ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】